「飼料用米多収日本一」実施要領

平成28年4月4日付け27政統第848号 最終改正 令和5年7月19日付け5農産人第100号

1 趣旨

飼料用米については、食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)に定める生産努力目標の確実な達成及び「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)に定める、10年後に担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度低減させるというKPIの実現に向け、生産性を向上させるための取組が重要である。

これらの目標実現に向けて、飼料用米生産農家の生産に係る技術水準の向上を推進するため、「飼料用米多収日本一」を開催し、生産技術の面から先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介する。

2 実施主体

本事業は、一般社団法人日本飼料用米振興協会及び農林水産省の共催により行う。 また、一般社団法人全国農業協同組合中央会(以下「全国農業協同組合中央会」という。)、全国農業協同組合連合会及び協同組合日本飼料工業会が後援することとする。

3 事務局

事務局は、一般社団法人日本飼料用米振興協会に置くこととする。

4 対象地域

全都道府県を対象とする。

5 表彰区分

表彰区分に次の2部門を設けるものとする。

- (1) 単位収量の部
- (2) 地域の平均単収からの増収の部

6 参加資格

次の要件を全て満たす経営体であること。

- (1)経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務 次官依命通知。以下「実施要綱」という。)IVの第2の1の(3)の交付対象者又はそ れに相当する取組を行う者であって、飼料用米(多収品種(※1)による取組に限り、 種子用を除く。以下同じ。)の生産面積がおおむね1ha以上であること。
- (2) 日頃から生産技術の改善に努め、飼料用米の単収が地域の平均より相当程度高くなることが見込まれること。
- (3) 生産コストの低減や規模拡大など、生産性の高い経営に取り組んでいること。
- (4) 区分管理方式による出荷(※2) を行っており、実施要綱様式第11-2等の根拠書

類によって生産面積及び出荷数量の確認を行うことができること。

- (5) 原則として過去3年以内に「飼料用米多収日本一」において農林水産大臣賞を受賞していないこと。
- ※1 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産 第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。)別紙1の第4の3に 規定する多収品種をいう。
- ※2 推進要領別紙1の第4の1に規定する区分管理方式による出荷をいう。

7 参加申込み及び必要書類の提出

- (1)参加を希望する経営体は、生産年の募集期間中に参加申込書(別記様式1)を、各地方農政局(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局)に設置する飼料用米多収日本一ブロック事務局(以下「ブロック事務局」という。)(別紙)へ提出すること。
- (2) ブロック事務局は、提出のあった参加申込書(別記様式1)を取りまとめ、参加資格を満たしているものについて、生産年の募集期間終了後1か月以内に事務局に報告すること。
- (3)参加申込みを行った経営体は、生産数量が確定次第速やかに、推進要領別紙様式第 4-13号に記載した生産面積及び収穫量等を基に、生産数量報告書(別記様式2)を 作成し、推進要領別紙様式第4-13号等の根拠書類の写しとともにブロック事務局に 提出すること。
- (4) ブロック事務局は、提出された生産数量報告書(別記様式2) を取りまとめ、事務局が定める日までに事務局に報告すること。

8 審查

(1)審查委員会

飼料用米多収日本一の審査を実施するため、事務局が委嘱した学識経験者等をもって構成する審査委員会を設置する。

(2) 審查項目

審査は、次に定める事項について、生産技術の向上又は生産コストの低減等生産性の高い経営に取り組んでおり、先進的で他の経営体の模範となり得るものであるか否かを総合的に判断するという視点で進めるものとする。

- ① 申請者が自ら経営する水田に作付けした全ての飼料用米の10 a 当たり収量(※3)
- ② 生産コスト低減の取組
- ③ その他先進的で他の経営体の模範となり得る取組
- %3 「10a 当たり収量」とは、推進要領別紙様式第4-13号に記載された生産面積及 び収穫量から算出されるものをいう。

(3)審査方法

審査委員会は、参加申込のあった出品調査書に記載された内容等に基づいて、(2)の審査項目に係る審査を行うとともに、必要に応じてブロック事務局による現地調査を行い、総合的に判断して受賞者を決定するものとする。

9 褒賞の区分

褒賞の区分は次のとおりとする。

- •農林水產大臣賞
- 農産局長賞
- · 全国農業協同組合中央会会長賞
- ·全国農業協同組合連合会会長賞
- · 協同組合日本飼料工業会会長賞
- · 日本農業新聞会長賞

10 表彰

- (1) 参加申込みのあった経営体のうち、審査委員会で審査し、特に優秀と認められた経営体に対し、農林水産大臣賞を授与する(副賞含む)。
- (2)参加申込みのあった経営体のうち、優秀と認められた経営体に対し、農産局長賞、 全国農業協同組合中央会会長賞、全国農業協同組合連合会会長賞、協同組合日本飼料 工業会会長賞、日本農業新聞会長賞のいずれかを授与する(副賞含む)。
- (3)経営主の親族又は後継者であって、飼料用米生産への貢献度が高いと認められる者は、経営主と連名で表彰することができる。
- 11 日程は、毎年度別途定める。

12 審査結果の公表と表彰事例の普及

事務局は、審査結果を公表するとともに、表彰式を開催する。また、飼料用米の生産 拡大の推進に資するため、当該表彰における経営の取組紹介等の情報について、農林水 産省ホームページ等に掲載するなど、広く活用するものとする。

13 個人情報の取扱い

参加者から提出された参加申込書等に記載された個人情報は、当該表彰及びブロック 事務局、都道府県等が当該表彰の一環で行う表彰並びに飼料用米の生産拡大の推進に関 連する用途以外に使用しない。

飼料用米多収日本一 ブロック事務局一覧

ブロック		事務局	郵便番号	住所、電話番号
北海道	北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課	064-8518	札幌市中央区南22条西6-2-22 TEL 011-330-8807
東北	青岩宮秋山福 森手城田形島 県県県県県	東北農政局 生産部生産振興課	980-0014	仙台市青葉区本町3-3-1 TEL 022-221-6169
関東	茨栃群埼千東神山長静城木馬玉葉京 梨野岡県県県県県都県県県県県県	関東農政局 生産部生産振興課	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館) TEL 048-740-1011
北陸	新潟県 富山県 石川県 福井県	北陸農政局 生産部生産振興課	920-8566	金沢市広坂2-2-60 (金沢広坂合同庁舎) TEL 076-232-4302
東海	岐阜県 愛知県 三重県	東海農政局 生産部生産振興課	460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL 052-223-4622
近畿	滋京大兵东 原府府県 東京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 東 京 京 京 京 京 京 司 、 司 、 司 、 司 、 司 、 司 、 司 、	近畿農政局 生産部生産振興課	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル 丁子風呂町(京都農林水産総合庁舎) TEL 075-414-9020
中国四国	鳥島岡広山徳香愛高取根山島口島川媛知県県県県県県県県県県県県県	中国四国農政局 生産部生産振興課	700-8532	岡山市北区下石井1-4-1 (岡山第2合同庁舎) TEL 086-224-9411
九州	福佐長熊大宮県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	九州農政局 生産部生産振興課	860-8527	熊本市西区春日2丁目10番1号 (熊本地方合同庁舎) TEL 096-300-6212
沖縄	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館) TEL 098-866-1653

「飼料用米多収日本一」参加申込書

令和 年 月 日

飼料用米多収日本一〇〇ブロック事務局

氏名 (ふりがな)

(集団の場合は集団名及び代表者名) 住所

電話番号

実施要領7の(1)に基づき、別添の出品調査書を添えて、「飼料用米多収日本一」に申し込みます。

「飼料用米多収日本一」出品調査書

【各項目の記載は、地域再生協議会等へ提出の営農計画書等を元に記載願います】

1 当年産の紹	圣営概要	
(1)氏名(集団名:代表者名)		(ふりがな)
(2)品種名		
(3)飼料用米作付面積 a		
(経営全体の全水稲作付面積) a		
(全経営面積	i) a	
※飼料用米作	付面積は、「営農計画書等」に	記載された面積(飼料用米種子面積を除く)
2 当年産の収	ス量向上の取組(該当に☑を入	れてください。複数選択可)
(1)品種の選択理由		□:多収が期待できる □:耐倒伏性 □:耐冷性 □:耐病性 □:難脱粒性 □:栽培し易い □:作期分散 □:地域適正 □:需要者からの要望 □:その他(
(2)施肥	①土壌改良資材· 基肥	□:稲・麦わらすき込み □:緑肥 □:リン酸資材 □:ケイ酸資材 □:塩基(石灰・苦土・加里)資材 □:鶏ふん堆肥 □:牛ふん堆肥 □:豚ふん堆肥 □:育苗箱全量施肥 □:主食用米一発肥料 □:多収品種専用一発肥料 □:化成肥料 □:高度化成肥料 □:BB肥料 □:液状複合肥料 □:その他(
	②追肥	□:穂肥 □:実肥 □:なし □:その他()
3 当年産のコ	スト低減の取組(該当に☑を <i>入</i>	へれてください。複数選択可)
	①輪作の実施	ロ:あり ロ:なし
(1)輪作	②輪作ありの場合 (品目名)	(前々年産) 品目名()
(2)育苗· 播種	①播種形式	(前年産) 品目名(
	(移植・直播等)	□:移植□:乾田直播□:湛水直播
	②育苗・移植のコスト低減	□:プール育苗 □:密播(密苗) □:資材軽量化 □:疎植 □:その他()
(3)施肥	①耕畜連携による堆肥利用	ロ:あり ロ:なし
	②基肥等の施肥方法	□:田植え前全層施肥 □:田植え同時側条施肥 □:育苗箱施肥 □:その他()

	③追肥の施肥方法	□:散布機 □:流し込み □:無人へリコプター □:ドローン □:その他()
(4)病害虫防除方法		□:育苗箱施用 □:田植え同時側条施用 □:無人ヘリコプター □:ドローン □:その他()
	①乾燥コスト低減	□:立毛乾燥させている □:立毛乾燥させていない
(5)乾燥・調製コスト低減	②乾燥・調製 (ライスセンターやカントリー エレベーター等の共同施設 利用等)	□:主食用と共通のライスセンター・カントリーエレベーター □:飼料用米専用のライスセンター・カントリーエレベーター □:自己所有 □:その他()
(6)出荷方法		口:もみ 口:玄米
		ロ:フレコン ロ:バラ ロ:紙袋 ロ:その他()
(7)規模拡大	等	□:集積(作付面積増)している □:団地化している
)販売先等(該当に☑を入れて 数の場合、最も出荷数量の多	
(1)販売先名		
(2)流通区分		□:県外流通 □:県内流通 □:自家利用 □:不明
(該当に☑を♪)販売価格等(実需者と直接取 、れてください。) 数の場合、最も出荷数量の多	引を行う場合で、販売価格等を把握できる場合のみ回答してください。) い1社分を記入してください。
(1)引渡方法		□:生産者持込 □:実需者等引取
(2)輸送費負担		□:生産者負担 □:実需者等負担
(3)農産物検査(検査料負担)		□:生産者負担 □:実需者等負担 □:未受検
(4)販売価格(品代)		品代()円/kg
(可能な範囲で	『記入してください)	□:輸送料·手数料等差し引き前の価格 □:輸送料·手数料等差し引き後の価格
		輸送料()円/kg
(5)輸送料・手 (可能な範囲で	-数料等 で記入してください)	手数料()円/kg
		その他(〇〇料:)円/kg

「飼料用米多収日本一」生産数量報告書

令和 年 月 日

飼料用米多収日本一 〇〇ブロック事務局 殿

氏名 (ふりがな)

(集団の場合は集団名及び代表者名) 住所

電話番号

実施要領7の(3)に基づき、別添の生産数量報告書を添えて、提出します。

「飼料用米多収日本一」生産数量報告書

【各項目の記載は、地域再生協議会等に提出している営農計画書等を元に記載願います】

1 当年産の経営概要				
(1)氏名(集団名:代表者名)	(ふりがな)			
(1)以右(朱凹右:1)改有右)				
(2)品種名	※複数の品種を作付けしている場合は、以下項目の記載は合計値を記載してください。			
(3)飼料用米作付面積(※1) a				
(経営全体の全水稲作付面積) a				
(全経営面積) a				
※1 需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙様式第4-13号等の生産面積 (飼料用米種子面積を除く)				
2 生産数量				
全収穫量(※2) kg				
・10a当たりの収量(a)				
(地域の基準単収(b))				
(地域の作況指数(c))				
·基準単収との比較 (a - (b×c÷100))				
※2 需要に応じた米生産・販売の推進に関する要量を除く)	領別紙様式第4-13号等の収穫量(飼料用米種子の収			
3 その他				
(1)収量の増減要因 (収量向上に効果の高かった取組や、収量が減	【収量向上に効果のあった取組】 □: 品種 □: 施肥 □: 天候 □: 病害虫防除 □: その他()			
少した場合はその要因) (該当に☑を入れてください。複数選択可)	【収量減の要因】 □: 品種 □: 施肥 □: 天候 □: 病害虫被害 □: その他(
(2)生産コスト低減の効果 (コスト低減に最も効果が高かった取組を記載)				

添付資料:需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙様式第4-13号等の根拠書類の写し

(1)販売先名 □:県外流通 □:県内流通 (2)流通区分 口:自家利用 □:不明 5 飼料用米の販売価格等(実需者と直接取引を行う場合で、販売価格等を把握できる場合のみ回答してく ださい。)(該当に☑を入れてください。) ※参加申込時点から変更がある場合は、記入してください (1)引渡方法 口:生産者持込 口: 実需者等引取 (2)輸送費負担 口:生産者負担 口: 実需者等負担 (3)農産物検査(検査料負担) 口:生産者負担 □:実需者等負担 口:未受検 品代()円/kg (4)販売価格(品代) (可能な範囲で記入してください) 口:輸送料・手数料等差し引き前の価格 口:輸送料・手数料等差し引き後の価格 輸送料()円/kg (5)輸送料・手数料等 手数料()円/kg (可能な範囲で記入してください) その他(〇〇料:)円/kg

4 飼料用米の販売先等(該当に☑を入れてください。)

※参加申込時点から変更がある場合は、記入してください